

地下鉄駅バスターミナル用地の有効活用に関する有識者懇談会開催要項

(趣旨)

第1条 地下鉄駅バスターミナル用地の有効活用の事業実施に向けた検討内容について、専門的な見地から幅広く意見を聴取するため、地下鉄駅バスターミナル用地の有効活用有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(構成員)

第2条 懇談会の構成員は、次に掲げるもののうちから交通局長が依頼するものにより構成する。

- (1) 交通基盤や建築計画に関して優れた識見を有するもの
- (2) 公営企業の経営に関して優れた識見を有するもの
- (3) 土地権利関係の法律に関して優れた識見を有するもの

(座長及び副座長)

第3条 懇談会の座長は構成員の互選により、副座長は構成員のうちから座長が指名して定める。

- 2 座長は、懇談会の会議の議事を進行する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 懇談会は、必要の都度、交通局長がこれを招集する。

- 2 会議は、原則として公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、懇談会に諮って、非公開とすることができる。
- 3 交通局長は、災害その他特別の事由があると認めたときは、個別に意見を聴取することにより、懇談会の開催に代えることができる。

(謝金等)

第5条 構成員に対する謝金は、会議への出席1回につき12,600円とする。また、懇談会の出席に係る旅費として、名古屋市の規定に基づき、支給する。

- 2 前条第3項の規定により個別に意見を聴取した場合は、前項の規定を準用する。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、交通局営業本部営業統括部資産活用課において処理する。

(その他)

第7条 前各条に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、交

通局長が定めるものとする。

附 則

この要項は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。